

注記や表示については6月に草案公表へ—IASB、収益認識専門委

去る4月17日、企業会計基準委員会が第95回収益認識専門委員会を開催した。

なお、本委員会に先立つ15日にIASBは「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」を改訂し、収益に関する表示科目や注記事項の定めについて、9月の公開草案公表を目標としている旨が公表された。

基本的な考え方

注記事項の検討を進めるにあたっての基本的な考え方として、事務局は次の考え方を提案した。

- ・ 包括的な定めとして、IFRS 15号と同様の開示目的および重要性の定めを収益認識会計基準に含める。また、原則としてIFRS 15号の注記事項のすべての項目を収益認識会計基準に含める。
- ・ 財務諸表作成者が当該企業の契約の実態にあわせて個々の注記事項の開示の要否を判断することを明確にし、開示目

的に照らして重要性に乏しいと認められる項目については注記を省略できることを明確にする。

財務諸表作成者から、特に作成負担に関して強い懸念が寄せられている「残存履行義務に配分した取引価格」に関する注記については、重要性の判断等については、追加対応をすべきか否かを別途検討する（このほか、債権と契約資産を区分して貸借対照表に表示することを要求するか否かを検討することとしており、その検討結果に合わせて、契約残高に関する注記について追加の対応を検討する可能性がある）。

賛成意見が多くあがったが、「重要性の判断に慣れていない企業もある」等の意見も聞かれた。

また、代替的な取扱いとして設けた項目に対する注記の要否については、「本当に検討する必要があるかないか念のため議論する」との回答が事務局よりあった。

収益認識会計基準に係る表示

(1) 収益と金融要素の影響

顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合の表示に関して、事務局は「顧客との契約から生じる収益と金融要素の影響を区分すること」を提案した。

(2) 契約資産と顧客との契約から生じた債権の区分表示

IFRS 15号では契約資産および契約負債と、顧客との契約から生じた債権を財政状態計算書において区分して表示することを求めている一方、収益認識会計基準では契約資産について顧客との契約から生じた債権と同じ金銭債権として取り扱うこととしている。

契約資産と顧客との契約から生じた債権の区分表示に関して、事務局は次の提案を行った。

- ・ 契約資産と、顧客との契約から生じた資産を区分せずに合算して表示または開示することも認められるとする
- ・ 合算して表示する場合の契約資産については、注記事項を決定する目的上、顧客との契約から生じた債権に準じて扱うこととし、契約資産に固有の注記の対象としない

賛成意見が多かったが、慎重な配慮を求める意見も聞かれた。

会計

時価算定会計基準の最終化、6月予定—IASB、金融商品専門委

去る4月19日、企業会計基準委員会が第142回金融商品専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

金利指標改革に起因する会計上の論点

第406回親委員会(2019年5月1日号(No.1544))情報フラッシュ(参照)で承認された新規テーマである「金利指標改革に起因する会計上の論点」に

題となっている。

現在、IASBでこの問題に対する救済措置が検討されており、LIBOR改革前と改革後それぞれについての暫定決定が示されている。本年5月にIFRS 9号とIAS 39号改訂の公開草案が公表され、45日程度のコメント期間を経た後、本年11月12月に最終化する予定。

LIBORの動向およびIASBの暫定決定などについて、事務局から説明があり、専門員からはLIBORのしくみなどを含め質問が出された。

今後、IASBの公開草案のコメント対応に向けて検討を行う予定。

時価算定会計基準案等へ寄せられたコメントの概要

「時価の算定に関する会計基準(案)」等および日本公認会計士協会から公表されていた「金融商品会計に関する実務指針」等の改正案に対して、寄せられたコメントの概要が紹介された。

専門員からは、寄せられたコメントに対して、次のような意見が聞かれた。

- (1) 時価の算定方法(質問5) 第三者から入手した相場価格の利用における確認手続の例示

「不動産私募ファンドなどから『市場価格のない株式等』の範囲に含むべき」とのコメントが寄せられていた。専門委員からは「範囲について明確化が必要」との意見があり、事務局からは「悩ましい論点。整理する必要がある」との回答があった。

＊

開発計画では、基準の最終化目標が本年6月とされており、日程感について質問があった。6月まで3回専門委員会を開催する予定とのこと。

消費税増税中止判断の真の議論

金融

自民党の萩生田幹事長代行は4月18日のテレビ番組で、今年10月1日に予定されている消費税増税に関して、「景気はちょっと落ちている。6月の日銀短観で、先が危ないとみえれば、違う展開はある」と発言した。

現在の政府の公式見解は、「リーマンショック級の出来事がない限り、消費税率を予定どおり10%に引き上げる」というものだ。萩生田幹事長代行の発言はこうした政府見解と異なる。また、政府の見解であるリーマンショック級の出来事を判断

するために、企業の実務担当者への聞き取り結果である日銀短観の景況感・収益見込み・投資計画等を使うという点にも違和感が残る。日銀でさえも、建前上はともかく実態としては金融政策の策定に短観を重視しない。消費税の増税予定を中止せざるを得ないほどの経済状況の判断を論じるならば、実体経済の数字をみてほしい。

一方、政府の景気に対する公式見解となる4月の月例経済報告が同じ4月18日に公表された。基調判断の冒頭は「景気は

会計・監査 力ナメの要

会計の基準とはどんなもの

公認会計士
手塚 仙夫

「会計の基準」について考えてみたい。ここで「会計基準」ではなく「会計の基準」としたのは、会計という分野には業種、業態、上場、非上場等によりいろいろな基準が存在することを説明するためである。

まず、会計の基準の歴史、特に戦後について極めて大雑把に整理してみる。

昭和23年より日本の戦後復興を目的として、資本市場の創設が始まった。株式の売買を行う証券取引所の設置、上場会社に決算書の公表の義務づけ、当該決算書の信頼性確保のための監査制度の導入など関係する諸制度が創設された。

監査制度の創設に伴い必要となったのが、決算書が正しいかどうかを判断する会計の基準である。この判断基準がなければ、監査人は「決算書が正しい」かどうか意見を述べる事ができない。

そこで政府主導（多くの期間は大蔵省の企業会計審議会が設定主体）のもと作成されたのが、「企業会計原則」である。企業会計原則は、昭和57年まで改訂が進められ、日本の会計の基準として重要な役割を担って

いた。企業会計原則は、今も1つの会計の基準として生きていく。

昭和57年以降は、次第に国際化の影響を受けることになり、企業会計原則の改訂ではなく、個別テーマごとに企業会計審議会が新しい会計基準を作成し、その実務指針を日本公認会計士協会が作成する方式が進められてきた。いわゆる「会計ビッグバン」といわれるもので、平成9年の連結財務諸表制度の見直しから始まり税効果会計基準など多くの新しい会計基準が作成された。その会計基準は主に上場会社の財務諸表の作成基準として使われてきた。

その後平成13年に民間の会計基準設定主体として企業会計基準委員会（ASBJ）が設置され現在に至っている。それに伴い日本公認会計士協会の会計の実務指針を作成する役割は終焉していくことになった。

ただし、企業会計原則も廃止されてはならず、また、日本公認会計士協会作成の会計の実務指針も廃止宣言されていないのは、有効なものとして現存している。

ここまでは、主に上場会社の

法定監査で使用されることを念頭に会計の基準をみてきたが、他には中小規模の非上場の会社も利用することを想定して、「中小企業の会計に関する指針」や「中小企業の会計に関する基本要領」が作成されている。これらは主に「企業会計原則」を参考として作成されている。

さらに業種、業態特有の会計の基準も多数作成されており、たとえば学校法人会計基準や公認会計士などなどを挙げることができ。

「会計の基準」の変遷について簡単に説明してきたが、上場会社については、企業会計原則およびASBJ作成の各種会計基準を採用する必要がある。非上場会社等については、業種、業態により独自の会計基準があるため、それぞれの目的に従って使用することが必要となる。

いろいろな会計基準のなかから自分の好みに合うものを選択するということも不適切な使用はできないし、それぞれの会計基準は、その基準化を検討することになった、本来の基準設定趣旨が存在するので、その趣旨を尊重することを心掛けて利用する必要がある。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2019年4月15日	「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」の改訂	ASBJ	9月を目標に収益に関する表示科目や注記事項の定めについての公開草案を公表すること、6月を目標に公正価値測定に関するガイダンスおよび開示を最終基準化すること等が明記された。 https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20190415.pdf	—
2019年4月16日	「企業内容等の開示に関する内閣府令」における「監査役監査の状況」の記載について	日本監査役協会	有報の「監査役監査の組織、人員及び手続」、「監査役及び監査役会の活動状況」の記載の参考資料として公表されたもの。 http://www.kansa.or.jp/support/el001_190416.pdf	—
2019年4月19日	「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等	金融庁	①近年業績連動報酬としての株式報酬の導入が広がっていることに鑑み、譲渡制限付株式の募集または売出しについて有価証券届出書の提出を不要とし、臨時報告書の提出事由とする、②監査人の異動に関して、臨時報告書へ監査役等の意見の記載や当該異動する監査人の意見をより積極的に記載できるようにする、など。コメント期限は2019年5月20日まで。 https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190419.html	—

このところ輸出や生産の一部に弱さもみられるが緩やかに回復している」となっている。前回3月と比較して、企業の業況判断と消費者物価について、「横ばい」から、企業の業況判断が「製造業を中心に慎重さがみられる」に、消費者物価が「緩やかに上昇している」に変更された。ただ「企業の業況判断の慎重さ」とはいつても、増税中止を判断

証券

円安効果で日経平均22,000円台回復へ

日経平均は4月中旬、節目とされる22,000円を回復した。これは米FRBが3月20日に今年の利上げゼロ方針を公表したのを契機に、世界の株価が底固めから上昇方向へ向かい出した流れの一環だ。加えて日本市場で為替相場が円安気味で推移していることも背景にある。

ドル・円相場は、FRBの利上げ停止宣言でドル安・円高に進むかに思われたが、現実にはドルが強い。米国企業の好調な収益などがドル高を支援しているようだ。FRBが米景気後退を過剰に懸念したことで信頼低下（通貨安）を招くのでは、という懸念も杞憂

するほどの重大さではないし、そもそも景気については「緩やかな回復」と判断されている。消費税の増税反対論者が論拠とするのは、消費税増税を実施した場合の経済に及ぼすマイナス影響の大きさだ。6月に企業の実務担当者が景況感が悪いと感じている問題とはあまり関係ないはずだ。今一度、状況を冷静に見つめる必要があるのではないか。

に終わったようだ。わが国の市場にとつては円安が安心材料だが、国民の間には景気後退や生活状況悪化への不安がある。10月に迫った消費増税について与党政治家が延期の可能性を示唆し、議論を巻き起こしたことはその証拠である。常識的に考えると延期は難しいが、7月の参議院選挙まで熱い論戦が続きそうだ。ただ、消費増税は景気にマイナスだろうが、日本経済の重要課題である財政再建にはプラスとなるため、株価材料として善か悪か判断し難いところがある。今後の展開を見守るほかないだろう。

世界に目を転じると、中国の今年の1-3月期のGDPが4四半期振りに反転増加となったことは大きい。ただ、成長の中身は政府投資などの財政支出の増加が中心で、個人消費の低調さは変わらない。中国株式市場の反応は世界の株価回復のペースと変わらなかった。

欧州市場は、イギリスのEU離脱という悪材料が延びているせいか、主要国の株価は順調である。世界市場のリーダーであるアメリカは米中通商摩擦の進展待ちといわれながら、株価は結構強く、NYダウは昨秋の過去最高値に近づいてきた。世界の株価は景気後退不安を伴いながらも堅調に推移する公算が大きいと思われる。

お詫びと訂正

本誌2019年3月1日号（No.1538）40頁「税務のへえ〜」の掲載内容に誤りがありました。読者の皆様に謹んでお詫びするとともに、次のように訂正いたします。

◆訂正箇所

・左段9行目、11行目、右段1行目

（調）2008年→（正）1998年

・左段12行目

（調）2009年→（正）1999年